

# 所得調査にご協力を お願いいたします(お知らせ)

各国民健康保険組合は組合員の平均所得により国からの補助金の率が決まります(国民健康保険法第73条)。このため、所得調査が義務付けられています。

国へ組合員の所得を報告するため、平成30年度において次の要領で所得調査を実施いたします。

- 1. 実施時期** 平成30年7月上旬
- 2. 調査対象者** 埼玉県へ組合員名簿を提出し、県が指定した組合員とその家族。
- 3. 必要書類** 市町村民税課税標準額のわかる書類。次のいずれかを提出。
  - 「平成30年度市町村民税納税通知書(写)」
  - 「平成30年度特別徴収税額通知書(写)」
  - 「非課税証明書(市区町村発行のもの)」

調査対象者となった組合員の方については、詳しい依頼書を送付いたします。

ご提出いただいた、個人情報につきましては目的以外では使用しません。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 第二回 国保川柳 優秀作品発表



国保だより平成29年9月発行にて募集いたしました「ストレス川柳」ですが、多数ご応募いただき誠にありがとうございました。

事務局にて厳正なる審査を行い、以下三作品を優秀作品として掲載させていただきます。

※優秀作品に選ばれた方には、記念品として粗品をお贈りいたします。

一万歩 所長命令 徒歩(とほほ)通勤 (水戸支部 / トホホさん)  
鬼嫁や 今日も旦那を にらみつけ (糸魚川支部 / 柔太郎さん)  
連れ合いを 捨てるより先 コレストロ (佐久支部 / 小政さん)

好評につき、第三回国保川柳も募集いたします。詳しくは裏表紙をご覧ください。